令和３年８月２０日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う嘉麻市バス定期乗車券の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学校・企業においても臨時休校や在宅勤務等の措置が取られているケースも多数あることから、通学及び通勤に利用する市バス定期乗車券については、次のとおり、払い戻しの特例措置をとります。

■対象の定期券

　　嘉麻市バス定期乗車券

■払い戻し金額計算

　　払い戻し金額 ＝ 購入金額 ÷ 定期乗車券の期間 × 残りの日数

　　（１０円未満切捨て）

■払い戻し期間

　　申請日（緊急事態宣言発令日以降）から緊急事態宣言終了日まで

■手続きに必要なもの

　　・嘉麻市バス定期乗車券（有効期限が過ぎていないもの）

・印鑑

・通帳（本人又は保護者名義の通帳）

■手続きの場所

　　・嘉麻市役所本庁総務課（４階）

　　・嘉麻市役所山田総合支所市民地域振興課

　　・嘉麻市役所嘉穂総合支所市民地域振興課

　　・嘉麻市役所碓井総合支所市民地域振興課

■嘉麻市通学等補助金　※通学に利用している学生対象

　　実質負担額（購入金額から払い戻し金額を控除した額）については、嘉麻市通学等補助金の対象になりますので、次の書類もご持参ください。

　　・嘉麻市バス定期乗車券

　　・学生証等在学が証明できるものの写し

■お問合せ先

　　嘉麻市役所総務課総務係　４２-７４１４